

Ⅱ 消費税制

改正のポイント

1 消費税の軽減税率制度導入

消費税率の10%引上げ時期については、「社会保障と税の一体改革」として、平成29年4月1日に確実に実施するとされていたところであり、また、軽減税率については、平成27年度与党税制改正大綱において、「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。」とされていました。

今年度の税制改正では、「消費税率10%への引上げを平成29年4月に確実に実施する。」とされた上に、税制抜本改革法（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律）第7条が低所得者への配慮を要請していることに鑑みての議論の結果、「消費税率が10%に引き上げられる平成29年4月に軽減税率制度を導入すること」とされました。

1 消費税の軽減税率制度

(平28改所法等附34)

消費税の**軽減税率制度（複数税率制度）**が平成29年4月1日から導入されます。あわせて、軽減税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、**適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）**が平成33年4月1日から導入されます。

軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等（以下「29年軽減対象資産の譲渡等」といいます。）は次のとおりとされ、**軽減税率は6.24%（地方消費税と合わせて8%）**とされます。なお、地方消費税の税率は（国税の消費税額の）78分の22で改正はありません。

◆ 軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等（29年軽減対象資産の譲渡等）

- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除きます。）の譲渡をいい、外食サービスを除きます。）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡

「外食」の定義

● 取引の①場所と②態様（「サービスの提供」といえるか）に着目し、以下のよう
に定義する。
「食品衛生法上の飲食店営業その他その場で飲食させるサービスの提供（「食事
の提供」）を行う事業を営む者が、テーブル、椅子その他の①その場で飲食させ
るための設備（「飲食設備」）を設置した場所で行う②「食事の提供」その他これ
に類するもの」
（注）「その他これに類するもの」：相手方の注文に応じて指定された場所で調理等を行うこ
と（「ケータリング・出張料理」）。

軽減税率（「外食」に当たらない）

- テイクアウト・持帰り・宅配**
- ① 「飲食設備を設置した場所で行う
ものではないもの
- 牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト
 - そば屋の出前
 - ピザの宅配
 - 屋台での軽食
（テーブル、椅子等の飲食設備がない場合）
 - 寿司屋の「お土産」
- ② 「その場で飲食させるサービスの提供（食事の提供）」に当たらないもの
- コンビニの弁当・惣菜
（イートイン・コーナーのある場合であっても、持帰りが可能な状態で販売される場合は「軽減」）

標準税率（「外食」に当たる）

- 外食・イートイン**
- 牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」
 - そば屋の「店内飲食」
 - ピザ屋の「店内飲食」
 - フードコートでの飲食

 - 寿司屋での「店内飲食」

 - コンビニのイートイン・コーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品
（例：トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品）
 - ケータリング・出張料理

（平成28年度税制改正）参考資料②-1「軽減税率制度の導入」（財務省資料）を基に作成

テイクアウト等の取扱いについて

- 「テイクアウトも外食」として扱えば、食事スペース（飲食設備）があるお店の場合には、同一店の商品・サービスが等しく10%となる。
- 他方、「テイクアウトを外食」として扱う場合にあっては、同じコンビニ弁当でも食事スペースのある店で買えば10%、ない店で買えば8%となる。



- 「店内飲食」と「テイクアウト」では提供されるサービスに違いがあることを踏まえれば、「店内飲食」は外食（10%）、テイクアウトは加工食品の譲渡（8%）とすることが相当。
- 「出前」は、加工食品の配達であり、8%が相当。ただし、単に出来合いの食品を届けるのではなく、客の自宅やホテルに向向いて、調理や給仕を伴うケータリング・出張料理は外食と扱うことが相当。

（平成28年度税制改正）参考資料②-1「軽減税率制度の導入」（財務省資料）を基に作成

実務上の注意点

◆ 一体商品の取扱い（平28改消令附2）

軽減税率の対象である飲食料品と他のものが一体として販売される一体商品は、次の要件を全て満たす場合、その全体が軽減税率の対象となります。

- ① 一体商品全体の価格のみが提示されている
- ② その税抜き販売価格が1万円以下である
- ③ その価格（売価又は原価）のうち飲食料品部分の割合が全体の3分の2以上である

◆ 軽減税率の対象となる外食（平28改消令附3）

原則として外食は軽減税率の対象外ですが、次の施設で提供される一定の飲食料品・給食などは、軽減税率の対象となります。

- ① 有料老人ホーム
- ② サービス付き高齢者向け住宅
- ③ 幼稚園、小学校、中学校 等

2 税額計算の方法と特例の施行スケジュール

軽減税率の導入後、インボイス制度が導入されるまでの4年間（平成29年4月1日から平成33年3月31日）は、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、区分経理に対応するための措置が講じられます。（23ページ）の「スケジュール」参照）

● 税額計算の方法及び特例の施行スケジュール

		平29.4 (導入)	← 4年間 →	平33.4	平36.4	平39.4
		現行制度	区分記載請求書等保存方式 (平成29年4月1日～) ①	適格請求書等保存方式 (平成33年4月1日～) ②		
税額計算の方法	税込価格からの割戻し計算	現行どおり	現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書の税額の積上げ計算 取引総額からの割戻し計算 のいずれかを選択		
請求書等の発行義務	請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	現行どおり	現行どおり	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可		
仕入税額控除の要件	請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	現行どおり	現行どおり	適格請求書の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可		
	せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可		買手が追記した区分記載請求書による仕入税額控除可	免税事業者からの仕入税額控除の特例 (80%控除) (50%控除)		
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可					
税額計算の特例	売上税額の計算の特例		①(A) 軽減税率対象売上のみなし計算 (4年間)(注1)			
	仕入税額の計算の特例	簡易課税	①(B) 軽減税率対象仕入のみなし計算(1年間) 現行どおり 見直し 簡易課税の事後選択(1年間)(注2)			
検証		検証		検証		

(注1) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置。

(注2) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置として、簡易課税の準用及び事後選択・適用が可能。

(平成28年度税制改正) 参考資料②-1「軽減税率制度の導入」(財務省資料)を基に作成

① **区分記載請求書等保存方式** (平28改所法等附34)

軽減税率が導入されると、経理上、異なる税率による取引を区分する必要があります。そこで、仕入税額控除については、インボイス制度が導入されるまでの間は、区分記載請求書等保存方式が採られます。

区分記載請求書等保存方式とは、基本的には、現行の請求書等保存方式が維持されますが、課税仕入れが軽減税率対象品目に係るものである場合には、帳簿及び請求書等に記載すべきものとして次の事項が加えられます。

イ	⇒帳簿に記載すべき事項として「29年輕減対象資産の譲渡等に係るものである旨」が追加
ロ	⇒請求書等に記載されるべき事項として「29年輕減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率の異なるごとに区分して合計した対価の額」が追加

(注) 上記ロの記載事項については、請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づき追記することを認める措置が講じられます。

**請求書等保存方式
(現行)**

請求書		
〇〇御中		
11月分	21,600円	(税込)
11/1~30	食料品等	5,400円
	⋮	
合計	21,600円	
△△(株)		

**区分記載請求書等保存方式
(H29.4.1~H33.3.31)**

請求書		
〇〇御中		
11月分	21,800円	(税込)
11/1	食料品※	5,400円
11/8	雑貨	5,500円
	⋮	
合計	21,800円	
(10%対象 11,000円)		
(8%対象 10,800円)		
(注) ※印は軽減税率(8%)適用商品		
△△(株)		

- **請求書等の記載事項**
- ・ 請求書発行者の氏名又は名称
 - ・ 取引年月日
 - ・ 取引の内容
 - ・ 対価の額
 - ・ 請求書受領者の氏名又は名称



- **同左プラス**
- ・ 軽減税率の対象品目である旨
 - ・ 税率ごとに合計した対価の額
- (注) 請求書の交付を受けた事業者による追記も可(上記追加項目に限る。)

(平成28年度税制改正) 参考資料②-1 「軽減税率制度の導入」(財務省資料) を基に作成

また、税額計算に関しても、同期間に特例が設けられます。

具体的には、売上げについて「売上税額の計算の特例(A)」、仕入れについて「仕入税額の計算の特例(B)」等です。

◆ 売上税額の計算の特例(A)

(A) (a)	(A) (b)	(A) (c)
連続した10営業日の売上区分のみで計算可能な方法	課税仕入れの区分管理のみで計算可能な方法 (卸売業・小売業に係る) 売上げのみ	(a)(b)の管理ができない場合の方法

◆ 仕入税額の計算の特例(B)

(B) (a)	(B) (b)
課税売上げの区分管理のみで計算可能な方法 (卸売業・小売業に係る) 仕入れのみ	仕入税額の計算ができない場合の簡易課税制度の事後選択

(A) 売上税額の計算の特例 (平28改所法等附38、41)

税率が異なる売上げの区分に関して、簡便計算の特例（軽減売上割合の計算等）が設けられます。

対象者と措置期間	基準期間における課税売上高が5,000万円以下である29年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者（免税事業者を除く）	平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間（4年間）
	基準期間における課税売上高が5,000万円超である29年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者	平成29年4月1日から同日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間
要件	国内において行う課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分することにつき困難な事情があるとき	

課税資産の譲渡等の対価の額の計算

①	税率の異なるごとに区分されていない課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	×	軽減売上割合 又は 小売等軽減仕入割合 以下の軽減売上割合等の簡便計算 ((a)(b)(c)) が可能	=	軽減対象税込売上額 又は 軽減対象小売等 税込売上額
②	軽減対象税込売上額 又は 軽減対象小売等 税込売上額	×	$\frac{100}{108}$	=	29年軽減対象資産の 譲渡等の対価の額の 合計額
③	税率の異なるごとに区分されていない課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	-	軽減対象税込売上額 又は 軽減対象小売等 税込売上額	=	標準税率対象 税込売上額
④	標準税率対象 税込売上額	×	$\frac{100}{110}$	=	標準税率対象課税資産の 譲渡等の対価の 額の合計額

軽減売上割合等の簡便計算

(a) 10営業日の実績による軽減売上割合を使う方法

$$\text{軽減売上割合} = \frac{\text{分母のうちの29年軽減対象資産の譲渡等に係る部分の金額}}{\text{通常の事業を行う連続する10営業日の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額}}$$

実務上のポイント

通常の連続した10営業日の売上げの管理ができれば、売上税額の計算が可能となります。

(b) 簡易課税の適用を受けていない卸売業・小売業に係る小売等軽減仕入割合を使う方法

$$\text{小売等軽減仕入割合} = \frac{\text{分母のうちの29年軽減対象資産の譲渡等にのみ必要するもの}}{\text{卸売業及び小売業にのみ必要する課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額}}$$

実務上のポイント

この方法は、仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は、売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と、仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は概ね一致しているという趣旨です。

仕入れの管理ができれば、この方法で売上税額の計算が可能となります。ただし、卸売業・小売業以外の業種に係る課税資産の譲渡等については、通常の税額計算の方法によります。

(c) 上記(a)又は(b)の計算について困難な事情がある場合の方法

$$\text{軽減売上割合又は小売等軽減仕入割合} = \frac{50}{100}$$

実務上のポイント

主として軽減対象課税資産の譲渡等を行う事業者は $\frac{50}{100}$ のみなし割合を使うことができます。

(B) 仕入税額の計算の特例

一定の事業者について、税率が異なる仕入れの区分に関して、簡便計算の特例（小売等軽減売上割合の計算）等が設けられます。

(a) 簡易課税の適用を受けていない卸売業・小売業を営む事業者に対する経過措置 (平28改所法等附39、42)

対象者と措置期間	軽減対象課税資産の譲渡等を行う事業者（免税事業者を除く） <small>（注）基準期間における課税売上高を問いません。</small>	平成29年4月1日から同日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間
要件	<ul style="list-style-type: none"> 国内において行う卸売業又は小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるとき 上記(A)(b)の措置及び簡易課税制度の適用を受けていない課税期間であること 	

卸売業・小売業に係る課税仕入れ等の税額の合計額の計算

①	税率の異なるごとに区分されていない課税仕入れに係る支払対価の額及び課税貨物に係る税込引取価額の合計額	×	小売等軽減売上割合 (下記)	=	軽減対象税込課税仕入れ等の金額
②	軽減対象税込課税仕入れ等の金額	×	$\frac{6.24}{108}$	=	A
③	税率の異なるごとに区分されていない課税仕入れに係る支払対価の額及び課税貨物に係る税込引取価額の合計額	-	軽減対象税込課税仕入れ等の金額	=	b
④	b	×	$\frac{7.8}{110}$	=	B
⑤	A	+	B	=	卸売業・小売業に係る課税仕入れ等の税額の合計額

小売等軽減売上割合の計算

小売等軽減売上割合	=	$\frac{\text{分母のうちの29年輕減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額}}{\text{卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額}}$
-----------	---	---

(b) 簡易課税制度等の事後選択 (平28改所法等附40、43)

(i) 簡易課税制度の事後選択

基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者（免税事業者を除きます。）が、国内において行う課税仕入れ等を税率の異なるごとに区分することにつき困難な事情がある場合であって、平成29年4月1日から同日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までに、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認める措置が講じられました。

(ii) 簡易課税制度に準じた方法の事後選択

基準期間における課税売上高が5,000万円超である事業者が、平成29年4月1日から同日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に、国内において行う課税仕入れ等を税率の異なるごとに区分することにつき困難な事情がある場合であって、その課税期間の末日までに簡易課税に準じた計算を行う旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、簡易課税に準じた方法により当該課税仕入れ等の税額の合計額を計算することを認める措置が講じられました。

実務上のポイント

原則、簡易課税制度は、課税期間が開始する前に選択しなければなりません。今回の改正により、課税仕入れ等の管理ができない事業者については、その課税期間の末日までに選択が可能となりました。

● 売上税額の計算の特例の一覧

区分	① 課税仕入れ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者 【小売等軽減仕入割合の特例】	② ①以外の事業者 【軽減売上割合の特例】	③ ①・②で使用する割合の計算が困難な事業者(注)
内容	卸売業・小売業に係る課税売上（税込み）に小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税売上（税込み）とし、売上税額を計算する。 小売等軽減仕入割合 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税仕入れ（税込み） = $\frac{\text{卸売業・小売業に係る課税仕入れ（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る課税仕入れ（税込み）}}$	課税売上（税込み）に軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税売上（税込み）とし、売上税額を計算する。 軽減売上割合 通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上（税込み） = $\frac{\text{通常の連続する10営業日の課税売上（税込み）}}{\text{通常の連続する10営業日の課税売上（税込み）}}$	①・②の計算において使用する割合に代えて 50% を使用して、売上税額を計算する。 (注) 主に軽減税率対象品目を販売する事業者が対象。
適用対象	<p style="text-align: center;">中小事業者：以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間 ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。</p> <p style="text-align: center;">中小事業者以外の事業者：以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間</p>		

● 適用可能な売上税額と仕入税額の計算の特例の組合せ

(○が組合せができるもの、×が組合せができないものを示します。)

		売上税額の計算			
		特例適用なし	特例適用あり		
仕入税額の計算	特例適用あり	一般課税	○	○	
		簡易課税	×	○	
	特例適用なし	簡易課税制度の適用（準用する場合を含む。）あり	○	×	○
		簡易課税制度の適用なし	○	×	○
		簡易課税制度の適用あり	○	×	○※2

※1 軽減売上割合や小売等軽減仕入割合の計算が困難な事業者であって、主として軽減税率の対象品目の譲渡等を行う事業者は、その割合を50/100とすることができます。

※2 同じ事業について、軽減売上割合の特例と小売等軽減売上割合の特例を適用する場合、仕入税額の計算に当たっては、小売等軽減売上割合ではなく軽減売上割合を用いて、軽減対象資産の仕入税額を計算します（平28改消令附15）。

● 仕入税額の計算の特例の一覧

区分	<p>① 課税売上げ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者 【小売等軽減売上割合の特例】</p>	<p>② ①以外の事業者 【簡易課税制度の届出の特例、準用する特例】</p>
内容	<p>卸売業・小売業に係る課税仕入れ（税込み）に小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税仕入れ（税込み）とし、仕入税額を計算する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">小売等軽減売上割合</p> $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る課税売上げ（税込み）}}$ </div>	<p>● 中小事業者 簡易課税制度を適用する旨の届出書を提出した課税期間から簡易課税制度を適用できる。</p> <p>● 中小事業者以外の事業者 簡易課税制度に準じた計算を行う旨の届出書を提出した場合、当該届出書を提出した課税期間について簡易課税制度に準じた方法により仕入税額を計算できる。</p>
適用対象	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>中小事業者： 以下の期間において行った課税仕入れ 平成29年4月1日から 平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間 ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中小事業者以外の事業者： 以下の期間において行った課税仕入れ 平成29年4月1日から 平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>中小事業者： 以下の課税期間に適用可能 平成29年4月1日から、 平成30年3月31日までの日の属する課税期間 ※ 届出書は平成29年1月1日から提出可能</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中小事業者以外の事業者： 以下の期間において行った課税仕入れ 平成29年4月1日から 平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間 ※ 届出書は平成29年1月1日から提出可能</p> </div>

※ 中小事業者…基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者
 中小事業者以外の事業者…基準期間における課税売上高が5,000万円超の事業者

（30、31ページは、「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（制度概要編）（P18、P20、P21）」（国税庁消費税軽減税率制度対応室）を基に作成

② 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

（消費税法 9、30、57の2、57の4、57の5、65、平28改所法等附52、53）

請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式
<p>● 請求書等の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書発行者の氏名又は名称 ・ 取引年月日 ・ 取引の内容 ・ 対価の額 ・ 請求書受領者の氏名又は名称 	<p>同左プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽減税率の対象品目である旨 ・ 税率ごとに合計した対価の額 <p>（注）請求書の交付を受けた事業者による追記も可</p>	<p>同左プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録番号 ・ 適用税率 ・ 消費税額等

イ	<p>現行の請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」又は「適格簡易請求書」の保存が、仕入税額控除の要件とされます。</p> <p>（注）上記の「適格請求書」とは、適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類をいい、「適格簡易請求書」とは、小売業・飲食店業・タクシー業など不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合に認められ、登録番号及び消費税額等又は適用税率等一定の事項が記載事項となります。「適格請求書発行事業者」とは、免税事業者以外の事業者であって、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者をいいます。</p>
□	<p>適格請求書発行事業者登録制度が創設されます。</p> <p>（注）適格請求書発行事業者の登録については、平成31年4月1日からその申請を受け付けることとされます。（平28改所法等附44）</p>
ハ	<p>適格請求書発行事業者には、適格請求書の交付義務が課されます。</p>
ニ	<p>適格請求書を交付することが困難である一定の取引については、適格請求書の交付義務が免除されます。また、その取引に係る課税仕入れを行った事業者においては、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除が認められます。</p>
ホ	<p>適格請求書等保存方式の導入（平成33年4月1日）後一定期間については、免税事業者等から行った課税仕入れに係る消費税相当額に一定の割合を乗じて算出した額の控除を認める経過措置が講じられます（導入後3年間は80%、その後の3年間は50%）。</p>



上記②の改正は、平成33年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用されます。

（平28改所法等附46）

実務上のポイント

インボイス方式導入後は、免税事業者からの仕入れに関して、一定の経過措置が設けられた上で、将来的には仕入税額控除ができなくなるとされています。

他に、請求書の交付については、次のような変更があります。

	現在～区分記載請求書等 保存方式（～平成33年3 月31日）	適格請求書等保存方式 （平成33年4月1日～）
請求書の交付義務	義務なし	義務あり
請求書の不正交付	罰則なし	罰則あり
免税事業者の（適 格）請求書交付	交付可→免税事業者から の仕入税額控除可能	交付不可→免税事業者から の仕入税額控除不可 （経過措置あり）

3 軽減税率導入に必要な財源確保、導入後の状況の検証について

① 消費税の軽減税率制度の導入に当たっての必要な措置 （平28改所法等附170）

政府は、消費税の軽減税率制度の導入にあたり、平成27年6月30日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針2015に記載された財政健全化目標を堅持するとともに、社会保障制度改革推進法第2条、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第1条及び持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第28条に示された社会保障の安定財源の確保の在り方に係る基本的な考え方にとり、安定的な恒久財源を確保するために、次に掲げる措置を講ずるとしてしています。

①	平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること。
②	財政健全化目標との関係及び基本方針2015に記載された平成30年度の経済・財政再生計画の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革及び社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。

② 消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置

(平28改所法等附171)

政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるとしてあります。

また、政府は、軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、軽減税率制度の導入後3年以内を目的に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるとしてあります。

耳
よ
り
情
報

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、申請によりその経費の一部補助を受けられる「軽減税率対策補助金」制度が措置されました。（詳しくは、軽減税率対策補助金事務局HP (<http://kzt-hojo.jp/>) を参照ください)

好調に拡大する外国人旅行者による旅行消費の経済効果を地方に波及させる観点から、一般物品に係る購入下限額を引き下げるなど、外国人旅行者向け消費税免税制度が拡充されました。

- ① 免税販売の対象となる下限額については、次のとおりとされました。

	改正前	改正後
一般物品	1万円超	5千円以上
消耗品	5千円超	5千円以上

- ② 外国人旅行者が輸出物品販売場で免税対象物品を購入する場合において、その物品の輸出に係る運送契約をその場で締結し、かつ、その物品をその運送契約に係る運送事業者（その運送契約に係る代理人を含む。）に引き渡す場合における免税販売手続については、**購入記録票の作成を省略**する等、その簡素化が行われました。
- ③ 大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合又は中小企業等協同組合法上の組合の組合員である場合には、**その大規模小売店舗とこれらの組合に係る地区又は地域を一の特定商業施設として**、手続委託型輸出物品販売場の設置が認められることとなりました。
- ④ 免税販売の要件である外国人旅行者から提出を受けた購入者誓約書の保存については、その旅行者から提供を受けたその書類の記載事項に係る**電磁的記録の保存**に代えることができるとされました。
- ⑤ 免税対象物品から、**金又は白金の地金が除外**されました。

適用
期日

上記①～④の改正は、平成28年5月1日以後に行われる課税資産の譲渡等又は輸出物品販売場の許可申請について適用され、上記⑤の改正は、平成28年4月1日以後に行う課税資産の譲渡等について適用されます。

（平28改所法等附1一、平28改消令附1一）

(消費税法12の4、37③三、消費税法施行令25の5)

改正前の制度では、引き続き課税事業者であった者が、高額資産の仕入れ等をした事業年度に、多額の仕入税額控除に係る消費税還付を受け、その後に免税事業者（又は簡易課税適用者）になった後にその高額資産を譲渡すれば、その譲渡に係る消費税等の納付を免れる（又は原則課税よりも少ない納付で済む）といったことが可能でした。このような方法を封じるために、次のような見直しがされました。

- ① 事業者（免税事業者を除きます。）が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に国内における高額特定資産の課税仕入れ又は高額特定資産の保税地域からの引取り（以下「高額特定資産の仕入れ等」といいます。）を行った場合には、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、小規模事業者の納税義務の免除の特例及び簡易課税制度は、適用しないこととされました。

(注) 上記の「高額特定資産」とは、一取引単位につき、支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産とされます。

- ② 自ら建設等をした高額特定資産については、建設等に要した費用の額が税抜1,000万円以上となった日の属する課税期間からその建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間において、上記①の措置が講じられました。

**適用
期日**

上記①、②の改正は、平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合について適用されます。ただし、平成27年12月31日までに締結した契約に基づき平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、適用されません。

(平28改所法等附32)

実務上のポイント

調整対象固定資産（建物等一定の資産で税抜価格が100万円以上のもの）だけでなく、棚卸資産（商品、製品、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品等）で1,000万円以上のものも規制対象になったことに留意が必要です。

事例

【改正前】 大規模法人がSPC（特別目的会社）を設立し、第1期に建物を建築・完成させる。第1期は、建物に係る消費税額2億円還付。第2期は、簡易課税制度を選択して、その建物を譲渡すると、建物売却代金のみなし仕入割合（建築業：70%）相当分の2.8億円が、課税仕入れがないのに控除可能。

第1期	第2期	第3期	第4期
本則課税	簡易課税		
〈建物建築・完成〉	〈建物の譲渡〉		
課税売上 0 (0)	課税売上 54 (4)		
課税仕入 27 (2)	課税仕入 0 (2.8)		
還付税額 (2)	納付税額 (1.2)		
管理運営収入			

() は消費税額

【改正後】 高額資産を取得・建築後の2期間は、免税事業者となることはできず、簡易課税を選択することもできなくなる。第2期は、仕入税額控除がゼロなので、消費税額4億円の納付。

第1期	第2期	第3期	第4期
本則課税	本則課税	本則課税	
〈建物建築・完成〉	〈建物の譲渡〉		
課税売上 0 (0)	課税売上 54 (4)		
課税仕入 27 (2)	課税仕入 0 (0)		
還付税額 (2)	納付税額 (4)		
管理運営収入			